

## 農振農用地からの除外要件チェックリスト

中央市 産業建設部産業課

このリストは「中央農業振興地域整備計画書」で農振農用地と指定されている土地を他の用途に利用することを考えていらっしゃる方に、必要な要件をご確認いただくためのチェックリストです。

農振農用地に指定されている土地は、農業以外の目的で利用することが厳しく制限されています。まずは除外に必要な以下の6要件を満たしているかご確認ください。

なお、申出者は当該申出地の「利用者」になります。「利用者」にとって当該土地の利用が本当に必要である明確な理由が必要です。「農地を持っていてもしょうがない」「耕作ができないから」「現状が荒廃化していて耕作していない」といった理由は除外が必要な理由と判断することができません。具体的な計画があつて、農振農用地から除外されることがやむを得ないと判断される場合のみ、除外の可能性があることをご承知ください。

### 1 農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、農用地以外に代替する土地がないと認められる。

- 具体的な転用（事業）計画がありますか。
- 除外後、直ちに農用地以外に利用する緊急性がありますか。
- 農用地区域外の土地（自己所有地以外の土地を含む）について選定したが、他の土地を選定できない明確な理由がありますか。
- 面積が通常必要とされる最低限の除外規模ですか。
- 農地法や都市計画法などの他法令の許可見込みを確認していますか。

### 2 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められる。

- 申出地が地域計画の区域内の土地で、かつ農業を担う者が特定されている又は農業を担う者の確保が見込まれている土地ではありませんか。

3 農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率的総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められる。

- 集団的農用地に囲まれていない縁辺部に位置するなど、集団農用地を分断・細分化する配置ではありませんか。
- 日照・通風及び雨水・排水等の放流により農業への影響はありませんか
- 農業用水路が改廃されるなど周辺の農業関連施設に影響はありませんか。
- 高性能機械による営農や効率的な病虫害防除等に支障は生じませんか。
- 隣接地が農地である場合、隣接地所有者・耕作者から承諾は受けていますか。

4 効率的・安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼすおそれがないと認められる。

- 認定農業者や特定農業法人などに利用権が設定されていませんか。
- 認定農業者や特定農業法人などの経営する一団の農用地の集団性が損なわれたり、効率的・安定的な農業経営に支障をおよぼしませんか。

5 農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められる。

- 用水施設、排水施設、ため池、農道など土地改良施設の機能に土砂流出、洪水、濁水などの支障を及ぼすおそれはありませんか。

6 土地改良事業等が完了した年度の翌年度（起算）から8年経過している。

- 圃場整備事業だけでなく、かんがい排水事業や暗渠排水事業などの土地改良事業の受益地となっていませんか。受益地の場合は完了後、8年以上経過していますか。

1項目でも該当しない場合は、農振農用地の除外は難しいとご理解ください。